

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び 人員・基準・運営基準について

対象サービス：障害児入所支援

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課施設支援係

1

障害児入所支援（1） 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

- 重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるよう見直す。

重度障害児支援加算の要件の見直し

現行

①重度障害児専用棟の設置，②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人，③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし，一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

見直し後

①重度障害児専用棟の設置，②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人，③居室については1階に設けること等の設置基準を満たし，一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし，**小規模グループケア加算を算定している場合は，①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。**

障害児入所支援 (2) ソーシャルワーカーの配置の評価

・ ソーシャルワーカー配置加算の新設

- ・ 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー（①社会福祉士，②障害福祉サービス事業，相談支援，障害児通所支援，障害児入所支援又は障害児通所支援，障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者）を専任で配置することを評価する加算を設ける。

障害児入所支援 (3) 自活訓練加算の見直し

- ・ 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

自活訓練加算の見直し

現行

- ・ 実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続の必要がある場合は2回）。
- ・ 実施場所 施設に隣接した借家等。

見直し後

- ・ 実施時期 **高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間**で柔軟に設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に**12月間（360日）の範囲内**で柔軟に設定。
- ・ 実施場所 **適切に支援を行うことが可能な範囲**にある借家等。

福祉型障害児入所施設 (1) 人員基準

福祉型障害児入所施設の人員基準見直し

- 児童指導員及び保育士の総数
 - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設
おおむね障害児の数を4 (4.3から変更) **で除して得た数以上**
 - (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設
おおむね障害児の数 (乳児又は幼児の数から障害児の数に変更) **を4で除して得た数以上**

障害児入所支援 5

福祉型障害児入所施設 (2) 愛着形成に配慮した評価の見直し

- ・ 幼児期における愛着形成を図るための評価について、全国の0～5歳の入所児童数を踏まえ、全ての乳幼児が対象となるよう、幼児加算を見直し。

幼児加算を見直し乳幼児加算に変更

現行

幼児である障害児（盲児又はろうあ児に限る）が利用する場合に算定。

見直し後

乳幼児である障害児が利用する場合に算定。

障害児入所支援 6

福祉型障害児入所施設 (3) 小規模グループケアの推進

- ・ 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

愛着形成に配慮した評価の見直し

現行

小規模グループケア加算 240単位/日

見直し後

小規模グループケア加算 240単位/日

※ サテライト型として実施した場合 + 308単位/日

福祉型障害児入所施設 (4) 看護職員配置加算の見直し

- ・ 医療的ケア児を受け入れる体制を整備する観点から、看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、医療的ケア児に係る新たな判定基準のスコアを用いることにするとともに、算定要件を見直す。

看護職員配置加算（Ⅱ）の見直し

現行

現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

見直し後

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

医療的障害児入所施設 (1) 重度重複障害児加算の見直し

- 主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

重度重複障害児加算の見直し

視覚障害，聴覚若しくは平衡機能の障害，音声機能，言語機能若しくはそしゃく機能の障害，肢体不自由，内部障害，知的障害又は精神障害のうち **2以上**（3以上から変更） **の障害を有する児童**に支援を行う

医療的障害児入所施設 (2) 強度行動障害児支援の評価

- 強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

強度行動障害児支援加算の新設

強度行動障害のある児童が、強度行動障害の軽減を目的とする特別な指導・訓練を行うことができる施設を利用する場合。

(+781単位/日)

※加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位/日

医療的障害児入所施設 (3) 小規模グループケア加算の算定要件の見直し

- 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

小規模グループケア加算の算定要件の見直し

設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。（ただし、**以下の(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。**）

- (1)台所： 利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合。
- (2)浴室： 当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合。
- (3)便所： 利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合。